

## 大牟田市短期集中予防サービス事業実施業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務の名称

大牟田市短期集中予防サービス事業実施業務

### 2. この要領の目的

本要領は、下記業務の受託者を、業務実施を希望する地域包括支援センター担当区域ごとに、公募型プロポーザルによって選定するために必要な事項を定める。

### 3. 業務の概要

(別紙1)仕様書のとおり。

### 4. 履行期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

### 5. プロポーザルの方式

プロポーザルの方式は、公募型とする。

### 6. 参加資格要件

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申請又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (5) 参加表明書の提出日から契約の締結日までに、大牟田市指名停止等措置要綱の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 事業主又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) (別紙1)仕様書に記載している事項を満たすこと。

### 7. 参加表明手続き

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下により参加表明手続きを行う。なお、提出書類の不備、参加資格が確認できないものについては、参加表明書を受理しない。

- (1) 提出書類 各1部

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要報告書（様式第2号）
- ③ 役員等名簿及び照会承諾書（様式第3号）

※参加表明書の提出時点では、「6. 参加資格要件」は提案者自身の責任において確認すること。ただし、最優先交渉権者に決定した提案者については、決定後に参加資格要件を証する書類の提出を必要とする。なお、参加資格要件を満たさない場合は失格となる。

(2) 提出期限

令和8年5月20日（水）17時必着

※持参の場合は土曜日・日曜日・祝日を除く

(3) 提出方法

持参又は郵送あるいは電子メール

※持参の場合は事前に日時を連絡すること。郵送の場合は、受付日時及び配達されたことが証明できる方法によること。電子メールの場合は、電子メール送信後、電話により本市あて連絡すること。

(4) 提出先

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市保健福祉部福祉支援室福祉課（地域支援担当）

電話番号 0944-85-0470

電子メール e-fukushi01@city.omuta.fukuoka.jp

(5) 参加表明書の受理

参加表明手続きを行った事業者に対し、令和8年5月22日（金）までに、参加表明書の受理又は受理しなかった旨を通知し、参加表明手続きは完了とする。なお、通知は電子メールにて行う。

(6) 参加表明書受理後の辞退

参加表明書が受理された後に本プロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届出書（様式第4号）を提出すること。

## 8. 実施計画書の提出

参加表明手続きが完了した事業者は、以下により実施計画書を提出する。なお、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(1) 提出書類

- ① 実施計画書等届出書（様式第5号）
- ② 大牟田市短期集中予防サービス事業実施計画書（以下「実施計画書」という）（様式第6号）
- ③ 配置職員経歴書（様式第7号）
- ④ 市事業受託実績書（様式第8号）

※提出書類は、紙媒体のほか、電子データ（提出する書類の電子データをPDF形式）でも提出すること。

(2) 提出期限

令和8年5月20日(水) 17時必着

(3) 提出方法

①紙媒体

持参又は郵送

※持参の場合は事前に日時を連絡すること。郵送の場合は受付日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

②電子データ(PDF)

電子メール

※電子メール送信後、電話により本市あて連絡すること。

また、電子メール1通当たりの受信容量は、20MBであるので留意すること。

(4) 提出先

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市保健福祉部福祉支援室福祉課(地域支援担当)

電話番号 0944-85-0470

電子メール e-fukushi01@city.omuta.fukuoka.jp

(5) 実施計画書の内容

・(別紙1)仕様書を踏まえ、対象者の円滑なサービス利用に資する計画とすること。

・5ページ以内で作成し、提出期限以降の内容の追加は受理しない。

(6) 提出書類の受理

プレゼンテーションの開催通知とともに令和8年5月22日(金)までに通知する。また、提出書類の不備などにより受理できなかった場合についても、その旨通知する。いずれも電子メールにて通知する。

## 9. プレゼンテーションの実施

提案者が実施計画書の内容を補足し、提案内容等の質疑を行うため、プレゼンテーションを実施する。

(1) 日時

令和8年5月26日(火)又は5月27日(水)の指定した日時

(2) 場所

大牟田市役所 職員会館3階 第2・3会議室(集合場所は別途指定する)

(3) 時間配分

・実施計画書に係るプレゼンテーション 10分以内

・質疑応答(プレゼンテーション終了後に必要に応じて実施)

(4) 内容

事前に提出された実施計画書に沿ったプレゼンテーションとすること。

(5) その他

詳細については、プレゼンテーション開催通知で案内する。必要な機器や費

用等は、全て提案者が用意すること。実施会場、電源、机、椅子、スクリーンは市で用意する。

## 10. 質問の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問の提出及び回答については、以下のとおり行う。

### (1) 参加表明書及び実施計画書に関する質問

- ・ 締切：令和8年4月30日（木）17時までとする。
- ・ 回答：令和8年5月8日（金）までに回答する。

### (2) 提出方法及び提出先

#### ①提出方法

質問書（様式第9号）により、電子メールにより提出すること。メール送信後、必ず電話によって到着の確認を行うこと。

#### ②提出先

〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地  
大牟田市保健福祉部福祉支援室福祉課（地域支援担当）  
電話番号 0944-85-0470

### (3) 回答

質問に対する回答は、本市のホームページに掲載する。回答内容は本実施要領等の追加又は修正とみなす。

なお、個別には回答しないこととし、回答に当たっては質問者を匿名化する。

## 11. 欠格事項

本プロポーザルの全ての手続きにおいて、以下に該当することが認められた提案者は失格とする。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載を行った場合
- (2) 本業務に携わる本市の職員、審査員及び守秘を課せられた業者等に公平性、公正性を損なう接触を行った場合
- (3) 提案者の間で、談合又は他の提案者の提案の妨げとなる行為等の不正を行った場合
- (4) 本プロポーザルに関連する法律、条例、規則等に反する行為、その他不誠実な行為が認められた場合

## 12. 審査の方法及び評価項目

審査の方法及び評価項目は以下のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの審査は、「大牟田市短期集中予防サービス事業実施業務審査委員会」（審査委員5人）において行う。
- (2) 審査委員は、実施を希望する地域包括支援センター担当区域ごとに、提案者の提案（実施計画書等の提出書類及びプレゼンテーション）について審査を行うこととし、下表の評価基準に基づき、評価項目及び評価内容により評価する。

- (3) 提案者ごと（実施を希望する地域包括支援センター担当区域ごと）に、各審査委員の評価項目の評価点の合計を審査委員の人数で除して算出した点数を、提案者の得点（100点満点）として順位を決める。得点が整数でない場合、小数第一位を四捨五入し整数とする。
- (4) 本プロポーザルの審査における最低基準点を50点（満点の5割）とし、上記「(3)」により算出した得点が、これを下回る者は交渉権者とはなれない。
- (5) 複数の提案者の得点が同点の場合、評価基準の「実施体制」「円滑なサービス提供」、「提供サービスの充実」の順で、各項目の評価点の小計が高い者を上位とする。
- (6) 本プロポーザルにおいては、提案者が1者のみの場合も審査を行う。

【表】評価基準

評価項目	評価内容	配点
市事業受託実績	・大牟田市事業の受託状況	10点
実施体制	・事業に従事することができる所属するリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士）の人数	20点
利用者の送迎	・利用者の送迎	15点
円滑なサービス提供	・利用者に対する専門職の配置 ・サービスの柔軟な提供体制（利用者の利便性） ・居宅支援の経験がある実務に関わる職員の配置 ・サービス提供スペースの整備等 ・地域リハビリテーション活動支援事業の取組	30点
提供サービスの充実	・理学療法士、作業療法士の技能向上等の人材育成の取組 ・理学療法士、作業療法士による面談以外のプログラムの実施	15点
介護予防の取組	・介護予防に関する取組の方針	10点
合計（得点）		100点

### 13. 審査結果の通知及び公表

審査結果については、実施を希望する地域包括支援センター担当区域ごとに、提案者に得点と順位をプロポーザル審査結果通知書により電子メールで通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。なお、審査結果について意義を申し立てることはできない。

- (1) 公表先 <https://www.city.omuta.lg.jp/>  
(2) 公表日 令和8年5月29日（金）

#### 14. 契約候補者の決定方法

- (1) 審査結果により最優先交渉権者及び第2位交渉権者を決定し、(別紙2)最優先交渉権者協議要領に基づき、最優先交渉権者との間で、業務内容等について協議する。
- (2) 協議期間は概ね3週間とし、協議が合意に達した場合は、最優先交渉権者を契約候補者とし、契約手続きに移行する。
- (3) 協議が合意に達しない場合は、第2位交渉権者を最優先交渉権者とし、同様の協議及び手続きを行う。
- (4) 第2位交渉権者との協議が合意に達しない場合は、本プロポーザルでの契約候補者は決定しない。

※本プロポーザルは提案者の順位を決定するためのものであり、提案の採用を決めるものではない。業務の内容等は交渉により決定する。

#### 15. 説明会の開催

本プロポーザル実施要領及び業務の概要に関する説明会(対面・オンライン)を開催する。

参加を希望する提案者は、下記のとおり参加申し込みを行うこと。

- (1) 開催日時  
令和8年4月20日(月) 14時00分～16時00分(2時間程度)
- (2) 対面の場合  
会場：大牟田市役所 北別館4階 第2会議室
- (3) オンラインの場合  
ZOOMにて実施(サインインの情報は申し込み後メールでお知らせいたします。)
- (4) 参加申込方法

Logo フォーム(下記のURL 又は二次元コード)により申し込むこと。

【説明会申込用 URL】

<https://logoform.jp/f/biB3s>

【説明会申込用二次元コード】



#### 16. スケジュール

プロポーザルのスケジュールは、下記の表に示すとおりとする。なお、日程に変更が生じた場合は、速やかに本市ホームページで公表する。

日 程	項目
令和 8 年 4 月 15 日 (水)	公募の公告
令和 8 年 4 月 20 日 (月) 14~16 時	説明会開催
令和 8 年 4 月 30 日 (木)	参加表明書・実施計画書に関する質問の提出 締切
令和 8 年 5 月 8 日 (金) まで	参加表明書・実施計画書の質問に対する回答
令和 8 年 5 月 20 日 (水) 17 時	参加表明書・実施計画書等の提出締切
令和 8 年 5 月 22 日 (金) まで	参加表明書・実施計画書等の受理通知 プレゼンテーションの案内
令和 8 年 5 月 26 日 (火) 又は 27 日 (水)	プレゼンテーション
令和 8 年 5 月 29 日 (金)	審査結果の通知及び公表

## 17. その他

- (1) 契約候補者は契約金額の 100 の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、大牟田市契約規則第 23 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (2) 契約候補者は、契約の締結に際して、本市に暴力団排除条例等を承諾した旨の「誓約書」を提出しなければならない。
- (3) 提出された資料については返却しない。なお、本プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (4) 実施計画書の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 本提案に係る資料等の作成及び提出に必要な費用は、提案者の負担とする。

【問合せ先】〒836-8666 福岡県大牟田市有明町 2 丁目 3 番地  
大牟田市保健福祉部福祉支援室福祉課（地域支援担当）  
TEL：0944-85-0470 FAX：0944-41-2662  
電子メール：e-fukushi01@city.omuta.fukuoka.jp